

第 4 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成30年10月 2 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年10月2日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補  
正予算(第4号)

議案第11号 熊本県風俗案内業の規制に関  
する条例の制定について

議案第14号 財産の取得について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第41号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第34号 公益財団法人熊本県武道振興  
会の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて

報告第35号 公益財団法人熊本県暴力追放  
運動推進センターの経営状況を説明す  
る書類の提出について

報告第40号 熊本県教育委員会の点検及び  
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

出席委員(8人)

委員長 高 木 健 次  
副委員長 楠 本 千 秋  
委員 山 本 秀 久  
委員 小 杉 直  
委員 鎌 田 聡  
委員 池 田 和 貴  
委員 田 代 国 広  
委員 前 田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子

教育理事 山 本 國 雄

教育総務局長 野 尾 晴一朗

教育指導局長 牛 田 卓 也

教育政策課長 江 藤 公 俊

学校人事課長 手 島 和 生

社会教育課長 井 芹 護 利

文化課長 岡 村 郷 司

施設課長 猿 渡 伸 之

高校教育課長 那 須 高 久

義務教育課長 高 本 省 吾

特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 徳 永 憲 治

体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖

警務部長 志 賀 康 男

生活安全部長 林 修 一

刑事部長 甲 斐 利 美

交通部長 古 庄 幸 男

警備部長 原 秀 二

首席監察官 熊 川 誠 吾

参事官兼警務課長 開 田 哲 生

参事官兼会計課長 平 良 俊 司

理事官兼総務課長 米 満 幸 一

参事官

兼生活安全企画課長 中 島 真 一

参事官兼刑事企画課長 中 川 英 幸

刑事部参事官 中 川 成 記

参事官兼交通企画課長 森 教 烈

参事官兼警備第一課長 星 原 茂 幸

理事官兼生活環境課長 川 辺 信 一

交通規制課長 大内田 朗 二  
通信指令課長 浦 上 仁

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
政務調査課主幹 西 野 房 代

午前10時0分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で、簡潔をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 教育長の宮尾でございます。

議案の説明に先立ちまして、おわびを申し上げます。

さきに報道もございましたが、7月19日に、県迷惑行為等防止条例違反の公立小学校の教諭を、また、8月7日には、児童福祉法違反の県立高校の教諭を、ともに免職とする懲戒処分をいたしました。

県教育委員会では、不祥事、中でもわいせつ事案が続きましたことから、この状況を非常事態と捉え、8月16日には私のほうで緊急の記者会見を行い、子供たち、そして県民の皆様にも深くおわびを申し上げますとともに、全教職員に向けて、教職員の果たす役割や責任の重さについて、改めて私の思いを伝えたところでございます。

教育行政の信頼回復への道のりは大変険しいと思っておりますが、全教職員、そして教

育委員会が一丸となって、不祥事の根絶に向けて取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要につきまして、着座にて説明させていただきます。

まず、議案第1号でございますが、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第4号)でございます。

教育政策課ほか4課の一般会計に係る事業について、9億8,900万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしたしましては、ブロック塀関係でございますが、教職員住宅や県立高等学校等に設置してある現行法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費に3億9,100万円余、熊本地震で被災した未指定の歴史的建造物の復旧に5億4,200万円余を計上しております。

このほか、来年度、南九州で開催予定の全国高等学校総合体育大会開催準備事業等に係る債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、条例等議案でございますが、議案第41号は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

このほか、報告第3号として、職員の交通事故の和解について、報告第34号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について、報告第40号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について、それぞれ報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、2,699万円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)教職員住宅管理費でございますが、教職員住宅に設置してあります現行法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費を計上するものでございます。

去る6月18日に発生いたしました大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて対応するため、今回、9月補正でお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井岸社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、359万7,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)社会教育事務費でございますが、熊本県青年会館に設置してあります現行法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

上段の文化費でございますが、5,794万1,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)熊本県被災文化財支援事業でございますが、文化財レスキューにより救出した被災文化財の氷川保管庫に設置してある現行

法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンスなどの設置に要する経費を計上するものでございます。

次の(2)被災文化財保存復旧支援事業でございますが、熊本地震文化財レスキュー事業で救出した未指定の動産文化財の応急措置、整理作業に要する経費でございます。

今年度救出となった未指定の動産文化財の救出数が、当初予算での予定数を超える量であったことから、今回、9月補正でお願いすることになったものでございます。

2の(1)平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、熊本地震で被災した文化財復旧のため、平成30年1月から3月までに寄せられた寄附金の文化財等復旧復興基金への積み立てでございます。

次に、下段の教育施設災害復旧費でございますが、5億4,205万2,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)文化財災害復旧事業でございますが、熊本地震で被災した未指定の歴史的建造物の復旧に要する経費を計上するものでございます。

今年度、4月から6月に、文化的な工事方法を習得した建築士や歴史的建造物に詳しい専門家であるヘリテージマネジャー等による、対象となる建造物の訪問に集中的に注力し、7月中に概算の工事費用を各所有者の方へ提示するなど取り組んだ結果、今年度内に建造物の修復に着工するため、交付を希望する所有者の方がふえたことから、今回、9月補正でお願いすることになったものでございます。

なお、財源は、全て民間から寄せられた寄附金でございます。

以上、総額5億9,999万3,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

目名、学校建設費でございますが、2億9,956万4,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校施設整備事業として、学校敷地内に設置してあります現行法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費、合計48校分になりますけれども、こちらを計上しております。

次に、特別支援学校費でございますが、4,080万9,000円の増額補正です。

右側の説明欄をごらんください。

1、(1)の特別支援学校施設整備事業としまして、県立学校と同様に、ブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費を、これは13校分になりますけれども、計上しております。

合わせて61校、総額3億4,037万3,000円の増額補正でございます。

施設課は以上でございます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いします。

体育施設費でございますが、1,878万2,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県営体育施設整備事業でございますが、藤崎台県営野球場に設置してある現行法に不適合または倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

情報処理関連業務及び事務機器等賃借に係ります債務負担行為の追加でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

これは、山鹿市にございます教育センターで利用する学習活動や教職員研修などを支援するための情報システムの更新に係ります、上段が通信費、下段が機器賃借料でございます。平成31年度から35年度にかけまして利用するため、債務負担行為を設定するものでございます。上段、通信費では438万7,000円を、下段の機器賃借料では7,199万4,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

全国高等学校総合体育大会開催準備事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、全国高等学校総合体育大会で使用するボート競技用規格艇の製作に6カ月を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。備品購入費として1億1,417万5,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

第41号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

10ページに記載しております4人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

当課では、育英資金返還の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者らに対して奨学金の一括返還を命じてもらうものでございます。

2の専決処分理由の前段にありますように、支払い督促に対し、4人の債務者から異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟に移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、長期間にわたり、一切文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判に出廷いただくことで、裁判後に話し合いを行うことが可能となり、これまでもほとんどの場合、その後の分割納付につながっており、今回の案件につきましても、既に8月30日に裁判が行われ、全ての方が裁判後分割納付を約束をされました。

なお、育英資金の返還フローについて、別紙にて詳しい説明をさせていただきますので、資料を今から配付させていただきます。

（書記資料を配付）

○那須高校教育課長 A3判の資料でございます。

ただいまお配りしました資料は、育英資金の返還後の返還金が未納となった場合のフロー図でございます。資料の左側にフロー図を

お示しし、その右側に、その説明を掲載しております。

まず、資料の中の①の箇所をごらんください。

育英資金は、高校卒業から半年後に返還が開始されますが、滞納が生じた場合、おおむね納期限の2週間後に督促状をお送りします。

その後、奨学生及び連帯保証人に対して、電話、催告状の送付、自宅訪問など、さまざまな催告を実施しますが、最終的に法的措置まで至る場合には、催告回数は、滞納1件に対して少なくとも数十回以上の催告を実施しており、催告の際に、個別に相談があれば、事情をお聞きした上で分割納付の相談にも柔軟に対応しているところでございます。

続いて、資料の中の②の箇所をごらんください。

滞納が3カ月以上続いた場合、奨学生及び保証人には、催告を継続しながら、支払い督促申し立てを検討することになります。

支払い督促申し立てとは、資料の③に記載していますとおり、滞納がある場合、貸付残額を返還するよう裁判所に命じてもらうことで、制度上、貸付残額の一括返還というふうになります。

支払い督促申し立ての実施の検討を行っている間に納付があれば、支払い督促申し立ては行いません。しかし、催告の際に、約束した返還の不履行や債務者と連絡がとれない場合に、やむを得ず支払い督促の申し立てを行います。

続いて、資料の④の箇所をごらんください。

奨学生及び連帯保証人は、支払い督促申し立てに対して異議がある場合には、異議申し立てを行うことができます。これまでの例では、異議の内容は、全て分割払いを求めるものとなっております。

続いて、⑤の箇所をごらんください。

奨学生及び連帯保証人から裁判所へ異議申し立てが行われた場合、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされます。この段階で、いわゆる訴訟となります。

続いて、⑥の箇所をごらんください。

裁判では、一括での返還を求めるものであり、判決もそれに沿ったものとなりますが、裁判では、異議申立人は裁判所に出廷する必要が生じるため、異議申立人が出廷することで、裁判後に任意の話し合いを持つことが可能となります。

この話し合いによって、ほとんどの場合、今後、分割納付を行うというふうな約束をしています。したがって、裁判後に直ちに強制執行を行うわけではなく、分割納付などの債務者の個別事情に配慮した対応を行っているところでございます。

最後になりますが、育英資金の返還金は、新たな貸し付けの原資となっておりますので、返還していただくことは制度の存続のために重要というふうに考えております。

長くなりましたが、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

報告第3号として、専決処分について報告いたします。

13ページの概要をお願いします。

この事故は、本年5月30日に、当課職員が、公務中、公用車で熊本市中央区水道町のT字路交差点を直進していたところ、交差点を右折して進入してきた相手方車両が、公用車の右後方の側面に衝突した物損事故でございます。

県側の過失は15%であり、相手方が県に11万3,886円の損害賠償額を負担し、今後は、本件に関して、裁判上または裁判外におい

て、一切の異議及び請求の申し立てをしないという内容で和解することについて、本年8月21日に専決処分を行ったものでございます。

職員の交通事故防止等につきましては、これまで注意喚起を行ってきておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の14ページをお願いします。

報告第34号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、15ページにお示ししております概要に沿って御説明いたします。

熊本県武道振興会は、1の財団の概要にありますように、県内武道の振興に関する事業及び青少年の育成指導に関する事業を行い、県民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和47年3月30日に設立し、平成25年4月1日より公益財団法人へ移行しております。

次に、2の平成29年度事業報告につきましては、武道普及奨励に必要な事業として、講習会や稽古会等を開催するとともに、青少年育成指導に必要な事業として、少年武道教室や書道教室等を開催しました。

次に、3の平成29年度決算につきましては、経常収益は3,570万円余であり、経常費用は3,438万円余でございました。なお、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は131万円余でございました。

次に、4の平成30年度事業計画につきましては、前年度と同様に、講習会等を開催するとともに、熊本地震の災害復旧工事で中止し

ていました熊本県武道祭を11月に開催する予定でございます。

最後に、5の平成30年度予算につきましては、経常収益3,773万円余であり、経常費用は3,774万円余でございます。なお、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額はマイナス3,000円余でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

報告第40号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出についてにつきまして御説明いたします。

報告書本体は、別冊といたしましてお手元にお配りさせていただいておりますが、本日は、この資料の17ページからの概要に沿いまして御説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

報告の概要に記載のとおり、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につきまして、点検及び評価を実施いたしました。

この点検、評価の実施に当たっては、教育委員会の活動状況と第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン関連施策の実施状況について、平成29年度の取り組み状況を整理いたしました。

また、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会において、外部有識者から御意見をいただいております。

指標の動向についての表をお願いいたします。

全部で35あります指標のうち、24の指標が計画の策定のときに比べて上向きで推移しておりますが、目標達成は15指標、未達成は19

指標となっております。

目標未達成の19指標につきましては、目標達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、報告書の内容についてでございます。

2部構成となっております。第1部は、教育委員会の活動状況でございます。

この中では、会議や学校訪問等の実施状況、広報活動等の実績をまとめております。

18ページをお願いします。

次の第2部は、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況です。

ここでは、重点的な取り組みであります夢を叶えるミッションのうち、特に目標値に及ばないものまたは策定時から横ばいの指標、それから熊本地震への対応について御説明させていただきます。

最初に、(1)子どもたちの夢をはぐくむです。

①家庭教育支援にしっかり取り組みますでは、くまもと家庭教育支援条例の認知率を指標としております。平成29年度は、25.5%と、策定時から約4ポイント上昇しております。

主な取り組みでございますが、家庭教育推進フォーラムの開催、親の学び講座の開催等でございます。

課題を踏まえた主な方向性としましては、認知率が低い20代から30代への周知強化を図るため、啓発チラシの配布やメディアの活用等を行ってまいります。

また、親の学び講座については、就学前団体に実施率が低いため、県内の全市町村に推進園を設定し、講座の普及を強化してまいります。

②いじめのない学校をつくりますでは、学校は楽しいと感じる児童生徒の割合を指標としております。



平成29年度は、小中高校はおおむね横ばい、特別支援学校が策定時から4ポイント弱下がっております。

主な取り組みは、熊本県いじめ問題対策連絡協議会の開催、研究指定校の指定、心のアンケートの実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、また、指定校3校において、いじめ通報アプリの試験導入などを行いました。

主な方向性としましては、特に被災の激しかった地域では、心のケアが必要な児童生徒が増加しておりますことから、心のケアが必要な児童生徒等を支援するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を工夫し、相談体制の充実を図ってまいります。

なお、いじめ通報アプリにつきましては、今年度から、全ての県立高校と県立中学校において本格導入を行っているところでございます。

19ページをお願いします。

中段の⑤英語を話せる子供をふやしますでは、中学生の英語が「好き」「わかる」生徒の割合を指標としております。29年度は、作成時と比較して、おおむね横ばいでございます。

主な取り組みは、「KUMAMOTO English STANDARD」「目指す英語授業作りのポイント」の作成と活用、指導法研修会の実施等です。

主な方向性としては、教師の授業力のさらなる向上のため「KUMAMOTO English STANDARD」などの活用を進めます。

また、大学入学テストにおいて、4技能を測定する民間試験が導入予定のため、4技能のバランスよい育成をテーマとした中学校英語担当教員全員研修を開催します。

20ページをお願いいたします。

下段、(3)子どもたちの夢を支えるの項目でございます。

21ページ、中段の③をお願いします。

③学力の向上につながる教育の情報化を推進しますでは、ICTを活用して指導できる教員の割合を指標としております。18年度の数字でございますが、81.2%となっており、策定時から11.5ポイント上昇しています。

主な取り組みは、研究推進校の取り組みを中心に、タブレットを活用した授業の実施、実践事例の収集整理などに加え、ICTコンテストの開催やICT活用研修プログラムの開発などを行っております。

主な方向性としては、研究推進校以外に対しても、希望する市町村や学校にICTファシリテーターを派遣するほか、教育の情報化フォーラムでの模擬授業の実施等、ICT活用研修プログラムを活用した研修などを行います。

次に、2、平成28年熊本地震への対応について、教育庁の主な5つの取り組みについてまとめております。

まずは、(1)児童生徒の心のケアです。

主な取り組みとしては、被害の大きかった地域の教育事務所や県立学校等へのスクールカウンセラーの配置拡充などを行いました。

主な方向性としては、心のケアが必要な児童生徒が増加しているため、全ての要請に対応できる支援体制を継続するとともに、スクールカウンセラー派遣や熊本市教育委員会とも連携した心のケアサポート会議の開催等を行ってまいります。

22ページをお願いいたします。

(2)児童生徒の心のケア及び学力支援等です。

被災のあった市町村の教育委員会等からの加配要望を受け、教諭及び養護教諭等の配置を行いました。

主な方向性としては、引き続き、国に対して必要な教職員の加配を要望してまいります。

続きまして、(3)学校、体育館等の復旧と機能強化です。

平成29年度末の時点でございますが、公立学校施設の約93%が復旧完了するなど、復旧が着実に進んでいます。

主な方向性としては、工事発注の不調等による復旧のおくれが懸念されるため、業界団体、市町村と意見交換、情報の共有化を図りながら、計画的に工事発注を行い、予定内の工事完了を目指してまいります。

次に、(4)熊本型防災・復興教育の推進です。

「学校防災マニュアル作成の手引」や「防災教育と心のケアハンドブック」を作成いたしました。また、熊本地震における教育庁及び学校等における対応を検証した報告書を取りまとめました。

主な方向性としては、防災教育の授業実践の充実を図ってまいります。

また、防災主任を指導できるリーダー養成のための熊本県学校支援チーム隊員の養成研修会を実施するとともに、災害時の被災地における教育活動の早期復旧を支援するための熊本県学校支援チームを設置し、活動を開始しております。今年度は、6月に大阪府、7月に広島県、9月は北海道に職員を派遣したところでございます。

23ページをお願いします。

(5)熊本城をはじめとした歴史、文化の再生・継承です。

熊本市、国と連携した復旧推進会議等の開催により、熊本城復旧基本計画の策定に向け、熊本市を支援しました。

また、文化財等復旧復興基金による財政支援制度を創設いたしました。

さらに、3つ目の白丸でございますが、同基金の補助スキームに未指定の動産文化財を追加しまして、指定文化財から未指定の歴史的建造物、動産文化財まで、切れ目なく手厚い補助制度を整備したところでございます。

主な方向性としては、熊本城及び阿蘇神社の復旧に向けて、関係市及び国と連携した復

旧を推進するとともに、歴史的建造物の早期復旧にも努めてまいります。

以上、御説明しました熊本県教育委員会の点検及び評価については、本日の報告の後、報告書を県ホームページへの掲載により公表する予定でございます。

今後とも、教育委員会の取り組み状況につきましては、県民の皆様幅広く知っていただけるよう努めてまいります。

最後に、次期教育プランについて申し添えます。

現在の教育プランは、今年度が計画期間の最終年度となります。次期教育プランにつきましては、県計画の課題を踏まえるとともに、新たに作成されます県総合計画との整合を考慮しまして、平成32年度から35年度までの4カ年を計画期間として策定する予定でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

また、7月に行われた管内視察におきましては、移転新築予定の阿蘇警察署や新しい隊舎となった警察航空隊を視察いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、今回、県警察から提案申し上げます6件の議案等の概要について御説明いたします。

予算関係では、9月補正予算につきましては、第1号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第4号)でございますが、これは、警察施設におけるブロック塀の撤去及びフェ

ンス等の設置に要する経費として2億4,600万円余、繁華街での悪質な客引きやぼったくりを取り締まり、誰もが安心して歩ける繁華街対策に要する経費として100万円余、外国人向けの英語を併記した標識の設置など、交通環境整備に要する経費として2,700万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、条例等議案でございます。

第11号議案、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の制定についてでございますが、これは、風俗案内業について、清浄な風俗環境の保持と少年の健全な育成等を図り、県民の健全な生活環境の形成に資するために、新たに条例を制定するものでございます。

次に、第14号議案、財産の取得についてでございますが、これは、新たな警察用航空機の配備に伴い、新規にヘリコプターテレビ伝送システムを取得するものでございます。

次に、第28号議案、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、阿蘇警察署庁舎の移転新築に伴う工事請負契約の締結でございます。

次に、報告第4号でございますが、これは、専決処分させていただきました交通事故の和解についての報告でございます。

最後に、報告第35号でございますが、これは、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成29年度決算と平成30年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○平良会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案、熊本県一般会計補正予算(第4号)について説明させていただきます。

警察本部の9月補正予算では、いずれも新規であります3つの事業をお願いしております。

まず、上段の警察施設費の説明欄をごらんください。

警察施設安全対策事業で2億4,600万円余をお願いしております。

これは、大阪府北部地震によりブロック塀が倒壊し、人的被害が発生したことを受け、全ての警察施設を調査した結果、特に倒壊等の危険性があり、緊急に撤去する必要性が高い箇所のブロック塀等の撤去及びフェンス等の設置に要する経費をお願いするものでございます。

次に、下段の警察活動費の説明欄をごらんください。

1の(1)誰もが安心して歩ける繁華街対策事業で100万円余をお願いしております。

これは、悪質な客引きやぼったくりなどが急増しております熊本市繁華街の治安維持に必要な取り締まり資機材の整備に要する経費でございます。

参考で記載しておりますが、本事業は、平成32年度までの債務負担行為を設定しており、事業費総額は400万円程度となっております。

この債務負担行為の設定につきましては、全庁共通の業務名として整理されることから、総務常任委員会で審議されております。

次に、2の(1)おもてなしの交通環境整備事業で2,700万円余をお願いしております。

これは、来年の国際スポーツ大会の開催に向け、空港や大会会場、宿泊所周辺において、英語を併記した道路標識の設置や摩耗した道路表示の補修など、交通環境の整備に要する経費でございます。

以上、補正額の総額は2億7,482万4,000円で、補正後の警察費総額は385億9,496万7,000円となります。予算関係議案は以上でございます。

続きまして、資料をおめくりいただき21ページをお願いいたします。

第28号議案、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、阿蘇警察署庁舎新築工事でございます。

現在の阿蘇警察署は、過去2回土砂災害に見舞われておりますことから、被災のおそれがない適地へ移転し、災害時に効果的な警察活動を展開できるよう、建てかえを行うものであります。

工事概要につきましては、資料の3にお示ししておりますとおり、新庁舎は鉄筋コンクリート3階建てで、主な特徴といたしましては、庁舎の一部に山岳救助隊の訓練塔を設置するほか、来庁者が利用する窓口等を1階ロビー周りに集約することで、来庁者にわかりやすい配置としております。

また、過去の教訓から、災害に強い庁舎とするため、停電対策としての72時間稼働可能な非常用発電設備や断水時でも使用可能な井戸を設置することとしております。

4の入札方法につきましては、施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札で実施いたしました。

その結果、共同企業体2者の参加申し込みがあり、入札金額と入札参加者の技術提案等を総合的に評価いたしまして、熊野・三和建設工事共同企業体を落札者と決定しております。

契約金額は、資料の6に記載しておりますとおり、11億8,800万円でございます。

工事の完成は、平成32年6月末を予定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○川辺生活環境課長 生活環境課でございます。

警察の資料14ページをごらんいただきたいと思っております。

議案11号、熊本県風俗案内業の規制に関する条例について説明をいたします。

まず、県内繁華街の現状でございますが、にぎわいを増す反面、執拗な客引き、客待ち、ぼったくり等の発生が報告され、風俗環境が悪化している現状にあります。中でも、風俗案内所は、外周等に性的好奇心をそそる過激な内容を含んだ広告パネル等を多数掲載し、周辺の風俗環境を害するばかりでなく、少年の健全育成を阻害しているほか、暴力団の関与がうかがわれるものもあります。

県では、平成31年に国際スポーツ大会の開催が予定され、さらには桜町再開発事業等で多数の観光客の来熊や利用者の増加が見込まれますが、繁華街における風俗環境の悪化は、来訪者が繁華街に悪いイメージを抱き、ひいては県全体のイメージダウンにつながるおそれがあるというのが現状でございます。

次に、風俗案内業の現状でございますが、全国における風俗案内所の設置数は、平成16年以降急増し、昨年末においては833カ所が確認されております。県内においては、平成19年に初めて確認されて以降、設置数が増加し、本年4月末で28カ所の風俗案内所が存在しております。

また、風俗案内所に関する条例制定済みの都道府県は9都府県で、本県における風俗案内所の設置数は、条例制定済みの9都府県中第6位、全国47都道府県中では第7位であるなど、全国的に見ても高い水準の設置数にあります。

3の条例制定の必要性でございますが、風俗案内所の問題点として、風俗環境の悪化、少年の健全育成の阻害、暴力団の関与のおそれ等が挙げられ、その営業実態が不透明で、

また、遵法精神を欠いた風俗案内業者も存在し、しかも、県内の設置件数は全国第7位でありながら、風俗案内業を規制する法令がなく、現状では指導、監督も困難な状況であることから、本条例を制定し、必要な規制を行う必要があります。

条例制定の目的につきましては、以上の状況から、風俗案内業を届け出制にするなどの必要な規制を行い、県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することとなります。

資料15ページの5をごらんいただきたいと思います。

風俗案内等の定義でございますが、有償、無償を問わず、訪れた客の求めに応じて情報を提供するなど4つの形態とし、対象となる業態は、スナック、キャバレー等の接待風俗営業、ソープランド、ファッションヘルス等の性風俗特殊営業の2業種に限定しております。いずれも、既に制定された他県の条例と同様の解釈としております。

条例の概要につきましては、資料16ページの6以下に記載のとおりでございます。

場所的制限につきましては、風営適正化法や条例と整合性を図るために、ファッションヘルスとデリバリーヘルスは、県下一円において風俗案内業を禁止、その他の業種の風俗案内業ができる地域は、住居系地域等を除く等の一定の制限とします。

また、(3)の少年の健全な育成のために、少年の業務従事禁止、少年に風俗案内所を利用させることの禁止、年齢の確認等を規定します。

(4)の風俗案内業の適正を確保するために、届け出制の導入、欠格事由の設定、名義貸しの禁止等のほか、遵守事項として、風俗案内の時間の制限、騒音の制限、風俗案内所の外周等における表示物の制限等を規定します。

(5)の行政処分、罰則につきましては、指

示処分、停止命令、廃止命令はできることとし、罰則につきましては、上限を6月以下の懲役または50万円以下の罰金として設けますが、いずれも他府県と同程度の罰則となっております。

その他、様式などの必要な事項は、公安委員会規則で定めます。

施行日は、県民や風俗案内業者への条例の周知、規制に対する風俗案内業者の準備期間等を考慮し、来年4月1日としております。

なお、県政パブリックコメントを実施しましたところ、32件の意見が寄せられましたが、いずれも肯定的な意見でございました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○浦上通信指令課長 通信指令課でございます。

警察資料の18ページをお願いいたします。

第14号議案、財産の取得についてでございます。

この概要につきましては、19ページで説明を申し上げます。

まず、1の(1)の取得する財産名は、ヘリコプターテレビ伝送システムでございます。規格は東通式となります。

現在、県警察で運用しておりますヘリコプター「おおあそ」は、平成10年に配備された機体であります。それから20年を経過したところでございますが、ことし12月に新たなヘリコプターが警察庁から更新配備されることに伴い、犯罪捜査や災害警備、救出・救助活動などに不可欠なヘリコプターテレビ伝送システムを取得し、新たなヘリコプターに搭載するものでございます。

主な装備といたしまして、少量の光源があれば撮影が可能な超高感度カメラを備えております。

次に、(2)の取得の相手方でございますが、株式会社東通インターナショナルでござ

います。

(3)の工期、新たなヘリコプターに搭載するための工事期間でございますが、来年、平成31年7月31日までとしております。

(4)の取得予定価格は、3億229万2,000円で、消費税を含む額でございます。

以下、記載のとおりでございます。

2の表では、現行のヘリと更新配備されるヘリの比較をお示ししております。

通信指令課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊川首席監察官 監察課でございます。

報告第4号、専決処分の報告について御説明いたします。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた9件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、警察資料22ページから25ページに記載させていただいており、9件はいずれも物件事故として処理されており、また、相手方への賠償は、全て警察が加入しております自動車保険で対応しております。

なお、本年の公用車交通事故の発生状況につきましては、8月末現在で、警察側に責任のある事故が26件発生をしております、前年比ではマイナス12件との状況でございます。

今後も引き続き、職員の事故防止意識の啓発と指導、教養等、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川刑事部参事官 組織犯罪対策課でございます。

資料につきましては、警察資料の26ページ、27ページ、それと別冊資料となっております。

ます。本日は、27ページの資料で報告させていただきます。

報告第35号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

同センターは、暴力のない明るい、住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立された公益法人であり、暴力団排除のための広報、啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推進しております。

2をごらんください。

平成29年度の決算につきましては、収入が3,604万1,478円、支出が3,710万1,871円となっております。支出が106万円ほど収入を上回っておりますが、超過分につきましては、例年どおり、前年度からの繰越額で対応しております。

次に、3をごらんください。

平成30年度事業計画について御説明いたします。

平成30年度も、前年度に引き続き、1、暴力団を許さない県民意識の高揚、2、暴力団等による不当な行為からの被害防止を事業の基本とし、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

犯罪被害者救済事業とは、暴力相談の受理、暴力団離脱者等の社会復帰支援、民事費用等の貸し付け等になります。

犯罪被害防止事業とは、広報啓発活動等、民間の暴力団排除組織・団体等への支援、少年指導委員に対する研修、不当要求情報管理機関への援助、不当要求防止責任者講習等になります。

次に、平成30年度の予算につきましては、収入が4,143万7,232円、支出が4,372万7,800円でございます。支出が229万円ほど収入を上回っておりますが、超過分につきましては、29年度と同様、前期繰越金で対応することとしております。

なお、30年度予算が29年度予算を約540万円上回っておりますが、これは暴力団事務所の使用差しとめに係る訴訟費用等の追加業務予算として500万円等を計上しているためでございます。

同センターは、県警察と緊密に連携し、引き続き、6代目山口組分裂に伴う全国的な対立抗争事件の発生や、熊本地震に関する復旧・復興事業への関与を狙った暴力団等の動向を踏まえ、より一層適正かつ効果的に各種事業の推進を図ることとしておりますので、同センターの活動に対する御理解とお力添えをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありますか。

○鎌田聡委員 第41号ですね。育英資金の関係で御説明いただきましたけれども、これは熊日新聞に、土曜日だったですかね、掲載されておまして、かなり県民の関心もちょっと高いかなと思っておまして、そういったことも含めて、ちょっと事実確認をあわせて行いたいと思いますが、新聞の内容では、分割で払いたいと主張したのを県が拒んだというようなニュアンスで書いてあったと思いますが、先ほど御説明いただいた手順のフローのところでは、個別に相談があれば分割納付にも柔軟に対応と。①のところですよ。①のこの点線内の一番下のポツに書いてありますけれども、実際、その辺の話はきちんとあったんでしょうか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

この件については、大変御心配をおかけしておりますが、ここにつきましては、未納が発生したら、すぐ電話等で連絡等を差し上げて、督促状、手紙による催告状をお渡ししておるところでございます。

それで、可能な限り御本人、それから保証人の方とお会いしまして、今の状況とかをお伺いしながら、非常に厳しいということであれば、分割でもお願いしますということで、向こうが幾らぐらいというふうにおっしゃられますから、それをもとに柔軟に対応させていただいてきたところでございます。

○鎌田聡委員 済みません、この記事のほうを見ますと、分割で支払いたいと主張したけれども、県側が一括返還を求めたということでありまして、その辺は分割にも柔軟に対応するとお話はされていたんでしょうか。

○那須高校教育課長 そこは十分に説明をさせていただきまして、分割ということをお願いしたんですけれども、なかなかその分割を約束されました後も滞納が続いたものですから、また、この支払い督促の目的が、話し合いの場にまたおいでいただくというのが一番の目的でございますので、そのようなことで督促をさせていただいたところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、分割の話し合いというか、そこは柔軟に、このフローどおりに対応してきたということで間違いはないということで今お話しいただきましたので、それはいいんですけれども、今後はまた分割でというお話でやっていくということだったので、それでよろしいんですかね。8月30日以降です

かね。

○那須高校教育課長 8月30日に裁判がございまして、そのときに連帯保証人の方、それから当該の奨学生の方もおいでいただいて、そこで話し合いを持ちまして、月幾らということでお約束をいただいたところでございます。分割でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、ここはそれでよろしいんですけれども、あと制度というか、ちょっと先ほど、この分厚いやつ、教育委員会の29年度事業の点検と評価報告書の中で、育英資金の被災特別枠ということで、返還免除の方が215名卒業した方はいらっしゃるかと17ページに書いてありますけれども、この41号の場合は、免除じゃなくて、これは猶予——猶予と免除とどう違うのか、被災のぐあいで違うのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○那須高校教育課長 この平成28年熊本地震に係る被災特例枠というのは、現在進学している者の枠でございまして、3年間高校を卒業されたら、申請により免除をするというふうな制度でございます。

この方々は、もう以前に卒業されて、返還が始まっていらっしゃる方でございますので、返還の猶予という形で対応させていただいています。

○鎌田聡委員 済みません、免除の方は、学校を卒業した215人が免除と書いてあるんですよね。これはどう違うんですかね。

○那須高校教育課長 例えば、平成29年度に卒業した方の中で、受けておられる方が卒業された、被災特例枠で。その方……

○鎌田聡委員 その年に卒業された。

○那須高校教育課長 そうです。

○鎌田聡委員 じゃあ、この41号の方は、もうこういう免除の対象にならないということなんですね。

○那須高校教育課長 はい、そうでございます。

○鎌田聡委員 それと、あとこの返還猶予ですね。熊本地震のときは1年間と。この決まり事は県で決められているんですか。この1年間という期間を、どこがどう決めているんですか。

○那須高校教育課長 これは、県の熊本県育英資金貸与基金条例というところで規定をしております。災害が起こった場合には、申請により1年間の猶予をするというような規定がございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

まあ、この1年間が妥当かどうかという議論も、また今後、災害、まあなかなか起こらないのが一番いいんですけれども、こういった場合にどうなのかということも、今後やっぱり少し検討もしていかなきゃならないと思いますので、まあ今回の件はわかりました。

○小杉直委員 今の件ですが、11ページに、県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払い督促に関して、4人の債務者云々と書いてある。この4人の中の1人になるわけですか、その新聞に載っとる人は。

○那須高校教育課長 済みません、10ページに、被告で4人書いておられますけれども、この内訳でございますが、お一方が連帯保証



人、3人が元奨学生でございます。

○小杉直委員 そうすると、その関係者は、支払いのお気持ちはあつとですか。

○那須高校教育課長 地震がございまして、この支払い督促を行う前に何度か連帯保証人の方とお会いすることができまして、そこで、奨学生の方も働いていらっしゃるといふふうなことで、そちらのほうから月々幾ら幾らまた分割で返納しますというふうなことでお伺いをしておりまして、そういうような約束でやってきましたけれども、なかなかまた返済が滞るものですから、こういうふうなことになった次第でございます。

○小杉直委員 まあ、それで提訴したわけでしょう。提訴したときには、裁判所を入れて話し合いをしておるわけでしょう。その後はどうですか、関係者の方は支払いを、分割にしろ、一括にしろ、支払っていただく可能性というか、見通しはあるんですか。

○那須高校教育課長 異議申立書の中に、私は、月々幾らずつ分割で返納しますという記入する欄がございますので、そこで自分の、これだけというふうなことで書いてから出していただいております。

○小杉直委員 いや、それで——それは書いてあるとはわかるばつてんが、見通しとしては、今後支払っていただく見通しはあるんですかどうですかって聞きよつとですたい。

○那須高校教育課長 これにつきましては、奨学生のほうとも連絡がとれるようになりまして、期限が来る前に、少しずつ電話等で催告をしながらお願いをしまいたいというふうな思っております。

○小杉直委員 質問と答弁とちょっとかみ合わぬばつてんな。

結局、ある新聞の記事で、大見出しでは、奨学金を被災者提訴というふうになって、県教育は、特別扱いできない、父親の方は、余りにも無理解というふうの小見出しになつとるわけですか。これを見た県民の方が、まあ毎日来客がありますが、あるいは会合に行ったときに、冷たいじゃないかとか、あるいは知事部局、県議会は被災者に寄り添った政策を進めるというような中で、こういうようなことは非常に公平性とかバランス性から見ると、被災に遭ったからといって特別扱いはできないという気持ちもわかるけれども、これについてはちょっと冷た過ぎるというか、県の方針とそぐわない面があるんじゃないかというふうなことを何人かおっしゃるわけですよ。

しかし、中身がどうなのかということ聞いてみらんと私たちもわからぬものですから、それで繰り返しになるばつてんが、裁判所に提訴したということは、いろんな手続とかのことでやむを得ないとしても、その後、支払っていただく可能性があるならばそれが一番いいわけですが、その点はいかがかなと聞きよつとですたい。

○那須高校教育課長 8月30日に裁判が行われまして、そこで分納していただくということで、まず第1回目の納付の期限がもうすぐでございますので、10月の頭でございます。それを見てからまた——その支払い督促前と違って、少し、今働いている奨学生の方も、返すというふうなことを御自分でおっしゃられたようでございますので、そこで少し待つてからまた動きたいと思っております。

○小杉直委員 なら、私がまとめますが、支払うという気持ちを、口頭というか、態度としては出しておられるということですか。

ね。

○那須高校教育課長 はい。

○小杉直委員 それならば、これを見た県民の方は、余りにも県が冷たいというふうなことのイメージを持っておられるけれども、若干ちょっとイメージが違うところがあるというふうな認識で受けとめていいですかね。

○那須高校教育課長 はい。

済みません、この方々については、平成28年の熊本地震が起こった際に、1年間の猶予をまずさせて——申請がございましたので、させていただきました。その後、話し合いによりまして少しずつでも返すということだったんですが、まず連帯保証人の方だけでございましたので、なかなか奨学生本人に連絡とれませんでしたものですから、意思確認ということもありまして、その話し合いの場に出しておいでいただいたということでございます。

○小杉直委員 結構です。

○前田憲秀委員 私も確認の意味でちょっとお尋ねをしたいんですけども、今追加の資料で、返還フロー図という御説明をいただきました。

記事の対象の方にも、10数回以上滞納に関して催促なり、そういうのもまずやった上で、そして、この③にある支払い督促申し立ての段階になったと。ほかの人も全く同列だと思えるんですけども、そうすると、ここに米印で書いてありますけれども、制度上、貸付残額の一括返還になりますよというところで、その話が出て分割で払いたいと主張したけど、県は一括返還を求めてという、記事はそういう内容なんでしょう。そのことを書いてあるんでしょう、記事は。確認ですけれど

も。

○那須高校教育課長 記事はそういうふうになっておりますけれども、少し逆転しているところがございます。

○前田憲秀委員 きょうのフロー図を見て、私も十分理解はできたんですけども、我々も議決をするわけですから、十二分にそのことは理解をした上で、教育委員会が数十回にわたり何度もやりとりをして、もうやむを得ず法的な督促申し立てをしたというケースが今回の案であると思っていますので、できれば、報道の方にも、このフローを示していただければよくわかるんじゃないかなというふうに思っています。一応確認です。

終わります。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山本秀久委員 この問題は、もう何年も、何十年も続いている問題でしょう。そういうときに、この育英資金の問題は、日ごろからこれはどういう問題が起きるか、どういう問題が起ってくるか、そういうことははっきりと理解しとかなきゃいかぬ問題が一番基本にあるんじゃないの。

こういう問題は、いつでもそうでしょうが、問題起きるのは、食い違いがある。そんなら、なぜこういうものは、最初からこういう育英資金の問題というのは、こういうものが起きる、こういう問題が発生する、いろんなことがあるはずなんだから、そういうのをふだんから端的に検討する必要があるんじゃないの。そうせぬから、こういう問題が起きてきてからびっくりしてまたやる。何で同じことを繰り返し繰り返しやるのか、我々には理解できないわけだ。

大体、こういう問題は、こういう問題が起

きる、こういうことになる、食い違いが起きる、そういうことがあるはずだから、そういうことは日ごろから、やる以上は、検討をして、最大に迷惑がかからぬように、借る人に対しても、貸すほうにも迷惑がかからぬように手を打つべき問題じゃないですかということだ。

○那須高校教育課長 大変ありがとうございます。

申しわけございません。いろんな事例がございまして、ここの支払い督促まで行き当たるまでに何回もやりとりさせていただいておりますので、また、今後とも十分に向こうに御理解をいただきながら、この育英資金の返還業務に当たらせていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

○山本秀久委員 今言われたように、必ず何か困るとる方がおられる、困るとられれば、どうしてこれを助けてやるかという方法を見出すべきじゃないのですか。そこまで関知してやるべき心があってしかるべきじゃないかと私は思うがな。

そこまで、そっちのほうに目が向いてないような感じがするから、今後、こういうものは、そういう目を向けるところはちゃんと向けてやって、借るほうも貸すほうも問題が起きないようにすべき過程があると私は思うから、そういう心配りがちいっと足りないんじゃないのか、お互いに。お互いに、借るほうも貸すほうも。だから、そういうのは毎年のことだ。だから、助けてやる方法も考えとかにやいかぬとじゃないかなという、それだけだ。

以上、答弁は要らぬから。

○田代国広委員 この件は、関連ですけども、もう既に分割納付で確定しておるわけですね。話はついたわけですね。しかも、これ

を見ますと、県は何ら瑕疵はないというように私は思うんですよ。金は、借りたのは払うのが当然でありますし、しかも、税金ですから、県は、しっかりと返還を求めるその義務があるわけですよ。しかも、この新聞を見ますと、いかにも県が悪いように書いてある。

と同時に、50歳の方ですけれども、子供がもう23歳とか22歳でしょう。もう立派な社会人ですよ。しかも、子供を6人持つということはすばらしいことであって、極めて健康であるということですから、本当に働けば——今働いておられると思いますが、本当しっかりと働けば、十分家族で力合わせてこの課題に向かって努力するならば、私は、十分払える所得があると思うんですよ。

しかも、この方は、地震前、運転代行をやっていると書いてあります、運転代行。運転代行は、基本的に大体夜の仕事が多いんですよ。昼間働いて、夜運転代行をするという方々が結構おられます。ですから、運行代行だけでは大変生活は厳しいんじゃないかと。できれば、昼働いて、余った時間をまた夜運転代行するというならば、より所得も上がりますし、と同時に、今どこの街角あたりでもいっぱい張ってあるじゃないですか、従業員募集とか、社員募集とか、パート募集とか。今は人手足りないんですよ。ドライバーも不足しています。しかも、運転代行をやるということは、二種の免許を持っているわけですよ、恐らくですね。運転代行は二種の免許を持ってないとできませんから。とするならば、タクシーの仕事だってあるじゃないですか。

本当にその生活の実態をしっかりとお話しして聞きながら、どれくらい所得があるのか、どういった仕事をされているのか、その個人情報かどうか知りませんが、そういった実態をしっかりと把握した上で私は判断すべきだと思っておりますし、私が素人感覚で見ると

と、年齢的にもまだ50歳だし、また、子供さんももう社会人になっておられるわけですから、家族が力を合わせてこの問題に取り組めば、そんなに難しいことはないような気がするんですよ。

幸いに、今回は、あえて言いませんけれども、ここに決まりましたから、分割ですね。この分割をしっかりと実行していただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○池田和貴委員 済みません、前田先生の関連でちょっと私もお伺いをしたいんですが、議決をするわけですから、ちょっとこれは確認の意味で、数十回以上面会をしたけれども、最終的には返済がなかったので、今回、提訴に踏み切ったということだったんですね。

これは、今回、対象者の方が4人いらっしゃって、実際、3人の方が学生のときに奨学金を借りられていた方、それと連帯保証人のお父様ですよ、がなっているんですけども、これは4人の方に数十回お会いされたんですか。それとも、私がちょっと聞いた話では——済みませんね、これは私の聞いた話なので、間違っていたら訂正してください。いわゆる、連帯保証人のお父様に何回も会って話をしたんだけど、実際のその学生さん、借りていた3人の方とはお会いできなかったと、それで、そこからどうしても先に、その3人の方にも話そうとしたけど話せなかったんで、最終的にこういう形になったというような説明を私は聞いたんですけども、それで間違いないとですかね。

○那須高校教育課長 支払い督促前までは、ほとんど奨学生の方、連絡とれませんでした。その連帯保証人の方を介してやりとりをさせていただいたものですから、今回、支払い督促の申し立てを行った際に、初めて同じ席に着いていただいて、じっくりと話して、

そこで約束を取りつけることができたというようにございます。

○池田和貴委員 だとしたら、分割でもこれは受け入れることになっているわけですね、このフロー図では。今回は、本人さんたちと話して、本人さんたちが、例えば、分割でお支払いしますよと、連帯保証人のお父様じゃなくてですね、そういうことになれば、別にここの、いわゆる裁判所の提訴までしなくても済んだということなんですよ。

その辺をしっかりと説明してもらわないと、支払いをしてもらうためにという説明しかなかったんで、それだとやっぱりえらい無慈悲だなというふうに思うんですけども、本来は、その話し合いの場を持つためにせざるを得なかったというふうに私は聞いているんですけども、本人さんたちと話をするためには、もう提訴せざるを得なくなったというふうに話は聞いているんですけども、そういうことじゃないんですか。

○那須高校教育課長 済みません、説明が申しわけございませんでした。そのとおりでございます。初めてその奨学生の御本人さんたちとしっかりと連絡をとることができたというところでございます。その目的として。

○池田和貴委員 ただ、やっぱり提訴して、どうしても会えないから提訴せざるを得なかったというのはちょっと、まあもう少しそこで考えるときがあって、もっと御本人さんたちと会うことってというのは、やっぱりなかなか難しかったんですかね。

それと、もう1つ思うのは、もし、その御本人の方、お父様のお話の中で、今回の奨学金だけじゃなくて、そのほか生活費とかも借りていて、御自分の生活が大変だということであれば、県の事業で多重債務者生活再建事業とかあるじゃないですか。ああいうのを紹

介しながら、こういうこともできますよと。そうすると、いわゆる県の委託者になっているグリーンコープさんが、一括でそういう税金とかも払ってくれて、その後はグリーンコープさんが伴走型の生活支援までやってくれるような事業を県はやっているじゃないですか。こういったところも紹介しながら、ただ返してくれということではなくて、そういうことを県の、いわゆるやっている事業も全て見た上でそういうことまでやられているのかどうか、ちょっとそこを教えていただけませんかね。

○那須高校教育課長 そのこのやりとりの中では、今おっしゃられたところまでは説明は申し上げておりませんが、その連帯保証人の方が、私が責任を持ってお返ししますというふうに支払い督促前におっしゃられましたので、それを信じて待っておりました。そういうふうな形で、ちょっと長引いてこういう形になったわけでございます。

○池田和貴委員 そういう信じることも大事なことなのですが、その際に、アドバイスとして、こういう県の制度もありますよということと一緒に提示してやることも必要なんじゃないんですかね。せっかく県の事業でやっていて、教育委員会って県の一組織でしょう。そういったことは、しっかりとやっばり今後の育英資金の返還のことについてときに、あわせてやっていく必要はあるんじゃないんですかね。そこは、ぜひ私は要望したいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○田代国広委員 今回の予算で、警察のブロック塀の件でたくさん予算がついております。教育と警察合わせますと6億3,700万円

がブロックに関する予算ですけれども、これは全く国の補助は予算の財源内訳でありませんが、一般財源と起債ですね。起債は、特別な優遇制度というか、いわゆる交付金制度でどれくらい見てもらえるのか、そういった点はわかっていますか。

それともう1つ、ついでに、高校総体のボートの備品購入、これは債務負担行為ですが、これの財源の内訳がわかればお知らせしたいと思います。

○高木健次委員長 今の2つ目は何だったですかね。

○田代国広委員 高校総体のボートの備品購入の、これは債務負担行為の財源の内訳。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

高校総体に向けた財源でございますけれども、これについては、一般財源のほうで行うものでございます。ただ、1億1,417万5,000円という多額の金額になっておるところでございますが、単県で購入することは、とても大変な金額になっているところでございます。

そこで、教育委員会としましても、1県ではなくて、数県で共同購入できないかということでも模索しまして、インターハイの開催予定でありました宮城県、それと愛知県等に打診を行ったところですが、もう既に計画で購入しておりました。そこで、国民体育大会を開催する県が、鹿児島県、三重県、それと栃木県が3県で購入する予定になっておりましたので、そこに再三お願いを申し上げまして、4県での購入を今お願いしたところでございます。

最終的には、ここで1億1,000万を超える金額になっておりますけれども、負担金で購入するような共同購入する形を今計画してお

りまして、当初これだけの金額がかかりますけれども、他の3県のほうから8,000万を超える金額を負担金としていただいて、最終的に熊本のほうでは3,200万程度の支出で抑えるように、今計画を進めているところでございます。今後、そういう形で進めてまいりたいと思います。精いっぱいがんばってまいりたいと思います。

○田代国広委員 これはボートを購入するわけですよね。何艇ぐらい買うんですか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

全体で76艇購入する予定でございます。

これは、菊池市の斑蛇口湖のほうで、実は5コース使って大会を運営することになっているんですが、日本ボート協会のほうの規定によりまして、全国高校総体と国民大会については、開催県で艇を準備するというような規定が設けられております。

そこで、再三、この規定自体が問題じゃないかということで、全国高校総体あたりの会議のほうでも、実はうちの県だけじゃなくて、これまで開催してきた県のほうからも何回も申し入れしているところでございますけれども、そういったことで、今後も引き続きこの件につきましては、申請のほうはやっていきたいと思っているところでございます。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

先ほどお尋ねになりましたブロック塀の財源についてでございます。

一例としまして、その資料の5ページにありますように、補正額に対して、地方債として2億2,400万とございます。これに、いわゆる地方財政措置としてどれだけの交付税充填があるかというのは、ちょっとどれを地方債に充てるかも含めまして、財政課のほうにも確認いたしまして、後ほどお答えさせていただきます。

ただければと思っています。

非常に、災害復旧のときのような物すごく有利な地方債ではないものが多いように聞いてはおりますけれども、済みません、正確な部分は後ほど回答させていただきます。

○田代国広委員 このブロック塀の撤去については、国主導でこういったことをやりなさいと言われたんですかね。

○猿渡施設課長 国もそうですけれども、地方自治体としても、こういったものは早急に対応しなければならないという思いと、まあほぼ同時にあって、国のほうでできるだけ、地方自治体の最終的には判断だけれども、速やかに、危険とわかっているものについては対応をお願いしたいというふうにしております。ですので、国のほうが、何か目標値を設定して強制的に指示したという経過ではございません。

○田代国広委員 ブロック塀は、事故があって、大変な今問題と申しますか、課題になっておるわけでございます。こういった取り組みをすることは当然だと思います。

ただ、できれば国のほうから——国も、恐らくこういったことをやりなさいという意識を持っておると思いますので、できるだけ、これはもう財政課のほうの話になるかもしれませんが、有利な起債のほうに持っていただくようお願いしておきたいと思っております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御報告がありました教育委員会の点検及び評価報告書についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

別冊の評価報告書の12ページの、いっぱい

あるんですけれども、絞って、家庭教育支援条例の認知率について、これも毎回、私、質問するんですが、目標値が60%で、策定時が21.5、現状、29年が25.5、まず、このパーセントは何をもってあらわすのかをちょっともう一回お尋ねしていいでしょうか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

この認知率は、県のほうで一斉にやっています県民アンケート、その中の一つの質問として、この条例を知っていますかというような質問に対する答えになりますので、その回答者につきましては、一般の無作為抽出の県民の方を対象にして抽出して、その方から、知っている方は何%という形になる率になります。

以上です。

○前田憲秀委員 わかりました。

その抽出率というか、今お答えいただいたものが全てなのか、ベストなのかはわからないんですけれども、現状25.5ということは非常に厳しいということで、ほとんどの方が認知をされてないということでお話をさせていただければ、この家庭教育支援条例は、私も制定時に携わった一議員として、非常に全国に先駆けたいいものがあったというふうに私なりにも思っていますし、ぜひ認知率は上げてほしいと思います。

分析、課題、下のほうに今後の方向性とかもありますけれども、親の学びにしても、スマートフォンの利用5カ条も、非常に今重要なことばかりなので、もう少し、アンケートの質問というよりも、ほかに検討してもいいんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺はどうですか。

○井芹社会教育課長 社会教育課です。

先生おっしゃるとおり、親の学びの講座自

体も、当初の策定時の25年度から比べたら、講座数も2倍、受けられた方の数も2.3倍と非常にふえておりますし、スマートフォンの5カ条に関する取り扱いにつきましても、実際、子供さんを持っていらっしゃる家庭においては、非常によく知られているというような形でやっておりますので、しっかり——済みません、この条例の認知率のほうはちょっと低うございますけれども、実際やっている中身は非常に伸びてきておりますので、今後ともしっかりそれに向けてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 まあ、策じゃないですけども、しっかり認知率上がるような、出てくるような形でお示しをいただきたいなと思っています。

私も、例えば、地元のPTAの安全会議とかそういうときに、簡易版の冊子をお配りしたりとか、常に周知はしているつもりなんですけれども、非常にこの25.5%というのは残念な数字ですので、真剣にここはやっぱり取り組んで、まあ目標値が60パーというのも少ないなとは思いますが、その目標に向かってぜひ頑張っていたいただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○池田和貴委員 済みません、今の前田先生のに関連して、これは、私、条例の策定のメンバーには入ってなかったんですけども、逐一——済みません、私も入っておりました。これは議員提案でつくらせていただいた条例なんですよ。

先ほど前田先生もおっしゃったように、全国的にもやっぱり珍しい条例ということで、ちょっと県議会事務局から聞いたんですが、熊本県議会のほうに他都道府県や市町村から視察に来られるときに、一番多いのはくまモンで、2番目はこの家庭教育支援条例につい

での視察が多いというふうに聞いています。

そういった意味では、議員が提案したので、ちょっとおざなりになっているというようなことは言いませんけれども、自分たちでつくられたやつじゃないので。そういうことではないとは思いますが、皆さん一緒にあのときはかなり、溝口先生をトップに、執行部と議会と一緒にやってつくった条例ですので、先ほど前田先生もおっしゃいましたが、もっと数値が上がってくればいいなと願っておりますので、ぜひ目標達成できるように頑張ってくださいというふうに思います。これはもう要望でございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 じゃあ、済みません、続けて申しわけありません。

説明資料の17ページの条例等議案関係で、報告書の概要について説明をしていただきました。その中で、指標の動向が表の中で示されていますが、指標を下向きに変えたものが7つあって、目標未達成が、その7つはそのまままだ目標未達成であるということなんです。これについての説明がちょっとなかったもので、これはどういったものになっているのか、そこをちょっと教えてもらえればなと思うんですけれども。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明、申しわけございません。別冊冊子の23ページをあけていただければと思いますが、これでまいりますとちょうど中段あたり、基本的方向性3の最下段ですけれども、毎日朝食をとる児童生徒の割合というところが落ちております。

あと、24ページは、基本的方向性の県立図書館の利用者数、それから、基本的方向性の10番の細川コレクション永青文庫常設展示室

入場者数とスポーツの実施率、基本的方向性の11番でございますが、こういったものが下降を示しているというところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

実は、その報告の仕方にちょっと1つ要望させていただきたいと思うんですが、基本的には、今報告していただいたのは、現在やっぱり報告すべきだと思ったことをしていると思うんですが、大体自分たちが目標を設定していたんだけど、設定できなかったものについては、そういったことをやっぱり——自分たちにとって、計画をしたんだけど、それが見込み違いだったとか、または達成していないということ、その組織にとって問題があるということを中心にやっぱり私は報告はしていったほしいなというふうに思うんですよね。

いいことももちろん報告していただいて結構なんですけれども、問題は、改善すべきは、やっぱり自分たちが掲げていたのが、下方修正、その数値を下方修正せざるを得なかった、それは当然そこに何か問題があるからそうなるわけか、または数値の立て方のときにもしかしたら思い違いがあったとか、やっぱりそういうのがあるので、本来、こういう報告については、みずからにとって都合の悪いこともきっちりと報告をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

今回は、その7つの指標で未達成な部分がある、全然先ほどの報告の中に上がってなかったもので、できればそういったこともきちんと報告をしていただきたいというふうに思います。それは要望でございます。

○小杉直委員 教育関係は最後になるかもしれぬばってん、よかですか。

教育長、15ページ、武道振興会の経営状況、これについて、所管の西村課長が説明されて、いい経営内容だけ安心しましたが、



そのときに、11月10日に武道祭があるというふうな話がありました。

非常にあそこは、いろいろ運営上苦労されておりますね。古いし、狭いし、駐車場も少ないし、それでも剣道、柔道、なぎなた、空手等一生懸命やって、御家族の方も、夕方はごった返しながら頑張っておられる様子はたびたび拝見するわけですが、11月10日に武道祭をするという話が西村課長からあって、これにはくまモンが出席するというふうにも聞いておりますが、風の便りでは教育長も出席していただくというふうに聞いたことがありますが、確認ですが、いかがですか。

○宮尾教育長 武道館につきましては、熊本地震以降、大変修復に時間もかかりまして、皆様方に大変御迷惑、御心配をおかけいたしました。

11月10日は、ぜひ出席させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 なら、武道振興会の理事の一人として、お礼を申し上げときます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんね。

なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の制定についての御説明がありました。

熊本市でも、市議会でも、客引き行為等の禁止に関する条例の素案が、この間説明会があって、12月に制定ということで、どうしても市との連携も必要なのかなと思うんですが、そこら辺は、定期的になのか、どんな感

じで連携をとられていらっしゃるのかをちょっとお尋ねしていいでしょうか。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

今回のこの風俗案内所の規制の条例、それと客引きの防止条例、これにつきましては、一体として運営されることが非常に重要だと考えておりますので、かねてから熊本市のほうには警察官1人派遣をしておりましたけれども、今回の客引きの条例の制定に向けまして、警部補クラスの警察官を1人増員して派遣をし、この条例制定が加速化されるように取り組んできたところでございます。

また、機会あるごとに警察本部のほうで会議を開催しておりますので、そちらのほうで、現状とそれから進捗状況等について打ち合わせをし、4月1日に同時に条例が制定できるように努力をしているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

しっかり連携を密にして、目標が達成されるようにやっていただきたいなと思います。

この条例の概要について御説明いただいたときに、案内掲示板にしても、これは熊本のですかと聞いたら、熊本のを全部御紹介いただいたんですけども、私も全然最近認識がなくて、先月、県外のある法人会の方が団体で、震災復興で寄附金を南阿蘇とか西原とかに持ってこられて、夜は熊本でお食事をしていただいた。その場で、ちょっと御礼も兼ねて挨拶に行ったんですけども、エージェントの方から、熊本は今ぼったくり、何か大変なんでしょうという質問を受けて、私もええっと思ったんですけども、やっぱり変わっているんだなど。その案内所も、私は思いもしないところに確かにやっぱりありまして、熊本の繁華街がやっぱり変わっているなという印象を強く受けました。

そういう意味では、こういう条例もきちんと制定をして、安全な熊本にということで目標がございますので、来年、スポーツ大会、東京オリンピック、熊本にもたくさんのインバウンド客も来られるということですので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに要望して終わります。よろしくお願ひします。

○小杉直委員 前田先生の意見と同じような中身になりますけれども、聞くところによりますと、繁華街に10幾つ暴力団の事務所があったこと、数年前に所轄署と本部とあるいは防犯団体と一体となって追い出してしまったと。しかし、最近になって、熊本地震をめぐって、県外のいろんな悪質な業者、人物が入り込んできて、それに対してまた少し繁華街にもとの暴力団が戻ってきているんじゃないかなろうかというふうなうわさと、いわゆる半グレという連中の事件もちょくちょくあつていふことを新聞、テレビで見ますけれども、今前田先生がおっしゃったように、市と連携されて、客待ち、客引きの条例とこの風俗案内の条例と同じ施行をされるということは、大変な効果があると思ひますので、しっかり今後とも頑張つていただきますように要望します。

○鎌田聡委員 1ページの、今繁華街の話が出ておりますけれども、繁華街における各種犯罪の取り締まり活動に要する経費ということで、取り締まりの機材を購入されるということでありましたけれども、これは具体的にどういふものなんでしょうか。

○平良会計課長 会計課でございます。

これは、今先生御指摘のとおり、繁華街の治安維持と本県のイメージの低下を避けるためではございますけれども、具体的な取り締まり資機材の名称ですとか、この機能等につ

きましては、捜査手法にかかわる部分もございますので、まことに恐縮ですが、この場では控えさせていただければと思ひます。申しわけございません。

○鎌田聡委員 まあ、多分そういうことで具体的説明がなかったんだらうと思ひますけれども、ちょっと感じたのは、そういう繁華街の犯罪とか、こういう条例をやつていふ状況のときに、これが、債務負担で100万ずつで総額400万ということだったので、額的にはそう大きくないので、何か一遍にできないものなのかなと。そういう性格のものでもないんですね。一括購入とか、そろえるということではできないんですか。

○平良会計課長 会計課でございます。

先生御指摘のとおり、そこは捜査の効率性を高めるためにも、各関係部門と協議して、かなり検討は深めましたけれども、今回9月の補正でお願いさせていただく額については、今回お願いしたとおりでお願いしたいということでありました。

○鎌田聡委員 済みません、中身がわからないのであんまり突っ込んで議論はできませんけれども、やっぱり繁華街対策費として必要な分については、必要な分は急ぎそろえていただきたいという思ひがございましたので、そういうお話もさせていただきましたので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○猿渡施設課長 施設課でございます。

先ほどの田代委員のほうから質問がありました地方債ですけれども、財政課等にも確認したんですが、どうやら一般単独事業債という、とても最良の起債というわけでもなく

て、充当率が75%で、残りについては交付税の措置もないというふうな、比較的一般的な地方債が当たる予定だというふうに聞いております。

以上でございます。

○田代国広委員 交付税措置はあるわけでしょう。

○猿渡施設課長 交付税措置は、基本的にはないというふうに聞いております。

○高木健次委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了しますが、先ほど奨学金でいろいろと御議論がありました。

ただ、要は、このフローにも書いてあるとおり、この返還金が新たな貸し付けの財源となるため、やっぱり返還していただくことは制度の存続に本当に重要だということですが、やっぱり借りるときに、県の説明でも十分、条件等も含めて説明はしてあると思うんですね。

ただ、やっぱりそういう状況に借りた方が陥ったときにどうするかという点では、やっぱりこれは双方しっかりといろいろなことを考えながら対処していかなければ、こういう問題はまた再発するというふうに思いますので、教育委員会でも、この辺は十分認識をさせていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、迷惑行為等防止条例違反で不祥事が続いておりますけれども、教育長のほうからも冒頭におわびがありましたけれども、非常事態ということのおわびもありましたけれども、二度とこの件については、このようなことが起こらない、再発しないように、しっかりと改めて認識をされて対処させていただきたいというふうに思いますので、どうぞその辺ではよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第1号、第11号、第14号、第28号、第41号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

委員の先生方から何かございませんか。

○小杉直委員 さっきちょっと申し落としましたが、繁華街対策の問題は、今繁華街対策の取り締まりと地元署が一体となって総力を挙げて取り締まっておられますので、その成果が相当出ていると認識しておりますので、重ねてそういう方面には敬意を表しておきます。

それから、国体で、雨の中を委員長、教育長、大変御苦労さんでございました。新聞、テレビで拝見しておりました。きょう、早速少年剣道が優勝ということで新聞に載っておりましたので、おめでとうございました。

それで、ちょっと話は変わりますが、私はしっかり心配しとつとが、交番の問題ですたいね。

日本の交番というのは、治安の最前線で、世界の治安対策、安全・安心対策から非常に関心があって、日本の交番制度を勉強したり、視察においですることも多々あるように知っておりますが、最近、5月ごろに熊本で、まあこう言っちゃなんですが、精神異常的な方だと思いますけれども、警察官いきなり切りつけて、幸いそのときには、防衣ですか、あれを着ておられたので、大分それに刺さって、あるいは顔まで相当切られて、やむなく拳銃を撃って相手が亡くなった事案というのが真新しく記憶されるわけですが、その翌月ぐらいですね、富山県の交番で、裏口から入ってきた男が、いきなり警察官を刺し殺したという事件があって、そしてまた、先月には、宮城県で、夜中に拾得物を届けに来るといふふうなそぶりをしてまた切りつけて、警察官が亡くなるというふうな事案があって、本当に交番というのは、市民の相談する場所だし、いろいろなことを届ける場所だしですね。それから、交番があることによって、地域の方々には、安心、安全しておる場所であるしですね。

そういう場所に、そういうやからが入り込んで、警察官を殺すと、あるいはそういう事案を起こしてしまうということに対して非常に心配しておるわけですが、熊本県警としては、今後、そういう交番における、事象、事故といいますか、そういうふうな事案がないような方策についてはどのようにお考えだろうかと思っております。どなたかちょっと答えてもらおうと。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

地域の関係ですので、私のほうから御説明を差し上げたいと思います。

今委員からございましたように、5月には、熊本県内で警察官が襲われ、警察官が発砲するという事案、6月には、富山県で交番

の警察官が襲撃され、殉職する、また、9月19日でしたけれども、宮城県仙台市で警察官が襲われて殉職をするという事案が続けて発生をした状況でございます。

このようなことから、発生の都度でございますけれども、県内の各警察署に対しまして、3つの視点から指示を出しているところでございます。

1つが、警察官そのものに対する指示で、常に相手の動向等に注意をして、常時警戒意識を保持するということ。

それと、装備品の関係が2つ目でございます。耐刃防護衣の常時装着ですね。防刃チョッキといいますか、耐刃防護衣、これを常時装着させること。それと、警察官は、複数で必ず同じ場所で勤務をするというようなこと。それから、交番等に配置をされております装備資機材、大盾、さすまた、警杖などなどございます。そういったものが、常時、有事の際にすぐ使えるように点検をするということ。

それと3つ目に、施設の観点から、容易に事務室に入ってこれないようにいたしますか、簡単に警察官に手が届かないようにということで、そういった机とか、そういったもののレイアウトをしっかりと見るということで指示を出してございます。

また、警察官の人の観点に関しましては、逮捕術、柔道、剣道、いろんな訓練を実施しておりますので、そういったものをより実践的に、また、いざというときに使えるような訓練をするようにということでやっております。それとあわせて、拳銃が奪われないような奪取防止訓練、そういったものも指示をしているということでございます。

いずれにしましても、交番の警察官が襲われるということは、県民の皆さんに大変な不安を与えるということでもございますし、警察内部におきましても、警察官の士気が低下する原因になるかと思っておりますので、熊本県内

そういったことが起きないように、全警察官がそういう意識を持って取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 なかなか難しいところの部分もあると思うですたいね。親しみやすい警察、それから何でも相談を受ける市民応接、だから、出入りする方々の一般の方は、もう大半が善良な方だろうと思うですたいね。そういう中に、紛れ込んでああいう凶悪な者がおるといのは、なかなか予想もできないし、ただ、今部長がおっしゃったように、何ていいますか、相手の動向をよく見るというようなことも大事ですけれども、新聞によりますと、宮城県の場合には、夜中じゃありませんけれども、防刃チョッキはつけていなかったというふうに新聞に載っていました。夜中は、なかなかあれは大変ですから、外しとったんだろうと思いますけれどもですね。

あとは要望ですけれども、余りにもやっぱり一般市民に警察が優し過ぎる時代になったなど。これは要望ですが、昔は、悪こつするなら巡査さんに言うぞというふうな時代があったわけですが、今は、免許証ば見るときでも、済みません、免許証を見せてくださいって、済みませんって言うて見るような時代ですけんね。もうちょっと警察官は、高圧的になる必要はないけれども、もう少し、治安を守る職業ですから、いい意味で強目に、市民の方には、相手次第では出ていいんじゃないですかなと思います。

それからもう1点、これも全く余談的ですが、略帽ですたい。前も言いよったばってんですね。やっぱり、もうガードマンとか交通指導員とか、いろいろ似ておるといことと、どうかすると、ガードマンのほうが格好いい制服を着とるわけですね。だから、確かに制帽をかぶっておれば動きは鈍い。しかし、犯人を追っかけるときに制帽が飛んで、

それを追っかけるともさまになって格好いいしですね。

私は、まあ警視庁あたりは、徒歩とか自転車ですから制帽が多いわけですが、熊本も、パトとか何とか以外は、なるべく制帽を着せていただいたほうが警察官らしいなという気がしますけど、これは要望にかえます。

数年前に小泉総理に直訴しましたけどね、とうとう言うことを聞いてくれませんでした経緯があります。

まあ要望で、以上でございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長